

昭和二十一年七月三十日付 國務省告示第十五号第三十九号

拔革

(九月貞、九七貞)

國際聯合

原子力委員會集會の件

米國覲書第一

原子力の管理の改良

米國代表は 昭和二十一年四月 本委員會分科會 昭和二十一年四月 集會の際、議長

の表明せし見解 及び 同分科會 諸委員の諫勸に對し 意見

詳細之を檢討せし結果、本分科會議長の勧告が

此問題に正當且 聖宣 て飛躍的了解促進策を與えられ結論

海道若は陸奥湾に歸還することあり」

一四 機動部隊内地發航後同部隊に對する天氣諺報及各種の情報は軍令部より發信されました、私が主としてかゝる情報の起案に當つたのであります、私の記憶によれば、十二月六日の夕刻だつたと思ひますが作戦課長富岡大佐は私に對して「機動部隊は布哇に向つて進撃してゐるが何時引返へせといふ命令が來るかと思つて非常に不安に思つてゐるだらう、現在の情況では日米間の交渉は妥結する見込はないと言へるからそのことを言つてやつたらいいだらう」と言はれました、私はそこでその時起案してゐた電報に次の意味を附加しました「日米交渉妥結の見込みなし」後日私は當時の機動部隊參謀長だつた草鹿少將から聞いた所によりますと「作戦中止の電報が遅れて間に合はない様になつたり又はその電報を受け漏らしたりする様なことがないかと非常に心配した」と

一五 布哇作戦に參加した潛水艦は航空攻撃が開始されたことを知るまでは攻撃を控える様に命令されてゐました、その唯一の理由は潛水艦が潛つて居つて最後の土壌場になつて交渉が成功した爲に作戦を中止す

直左。

依て

米國代表は御見解同意

了と共に之を支持するものである。

助長従属の為、我ら分科會の審議を指導す

し決論到達せしめんとする希望を以て此の宣書を

提出する所である。

此の宣書は、委員會員が本分科會

意見の基礎とし光明が傳來する事多寡の重複問題に關

論的範圍内に於て大要を擗てて一の試案である。

元々本分科會の是言つたる。更に追加して本分科會

審議を必要とする諸問題が幾つかあり事であつた。

海道若は陸奥湾に歸還することあり」

一四 機動部隊内地發_航後同部隊に對する天氣諺報及各種の情報は軍令部より發信されました、私が主としてかゝる情報の起案に當つたのであります、私の記憶によれば、十二月六日の夕刻だつたと思ひますが作戦課長富岡大佐は私に對して「機動部隊は布陸に向つて進撃してゐるが何時引返へせといふ命令が來るかと思つて非常に不安に思つてゐるだらう、現在の情況では日米間の交渉は妥結する見込はないと言へるからそのことを言つてやつたらいいだらう」と言はれました、私はそこでその時起案してゐた電報に次の意味を附加しました「日米交渉妥結の見込なし」後日私は當時の機動部隊參謀長だつた草鹿少將から聞いた所によりますと作戦中止の電報が遅れて間に合はない様なことになつたり又はその電報を受け漏らしたりする様なことがないかと非常に心配した。と

一五 布陸作戦に參加した潛水艦は航空攻撃が開始されたことを知るまでは攻撃を控える様に命令されてゐました、その唯一の理由は潛水艦が潛つて居つて最後の土壇場になつて交渉が成功した爲に作戦を中止す

(1) 原子力の管理及^ハ改^ハ正^ハは ^{開發}國家間に於^ク

行は^ミる所^{アリ} 現在の目的の從^ハ原^ス子^カ改^ハ正^ハ本^部

と稱^ス 様^イ國^トを委任^スさるある。

(2) 原子^カ開^ハ發^ハ本^部は、之^ハ對^ス特^別權^ヲ認^ム其^ノ武^シ

若干

斷^ハ術^ノの重要^性を附帶^シ條項^ヲ含む條約^ハ其^ノ基^シ

設置^スる。

(3) 特^別約前文に於^ク之^ハ諸^事原則を明記^ス。

一、國際聯合憲章前文及第一^章規定の目的

原則^ハは、國際間の平和^ハ安全^ハの保持^ス。

海道若は陸奥湾に歸還することあり」

一四 機動部隊内地段_艦、后同部隊に對する天氣_電報及各種の情報は、軍令部より發信されました。私が主としてかゝる情報の起案に當つたのであります、私の記憶によれば、十二月六日の夕刻だつたと思ひますが作戦課長富岡大佐は私に對して「機動部隊は布陸に向つて進撃してゐるが何時引返へせといふ命令が來るかと思つて非常に不安に思つてゐるだらう、現在の情況では日米間の交渉は妥結する見込はないと言へるからそのことを言つてやつたらいいだらう」と言はれました、私はそこでその時起案してゐた電報に次の意味を附加しました「日米交渉妥結の見込をし」後日私は當時の機動部隊參謀長だつた草鹿少將から聞いた所によりますと「作戦中止の電報が遅れて間に合はない様なことになつたり又はその電報を受け漏らしたりする様なことがないかと非常に心配した」と

一五 布陸作戦に參加した潛水艦は航空攻撃が開始されたことを知るまでは攻撃を控える様に命令されてゐました、その唯一の理由は潛水艦が潜つて居つて最後の土壌場になつて交渉が成功した爲に作戦を中止す

二、原子力兵器の使用に對する 各國民の衛行。

防衛。

三、世界人類の福祉と生活水準を高め、科学と

文化、寧々與せんとする目的を以て、原子力及副産物等

開發し且、広く利用促進す事。

四、國家間の協同、原子力改進及管理の國

開發

際的機陶、^及國際的實施組織の實現。

(一) 右條約17次の條文を含め、
内閣の
保證

一、安全委員會、一般總會、國際裁判所の他

國際連合諸機關

原子弹本部の開発

海道若は陸奥湾に歸還することあり」

一四 機動部隊内地發航、後同部隊に對する天氣諺報及各種の情報は、軍令

部より發信されました、私が主としてかゝる情報の起案に當つたのであります、私の記憶によれば、十二月六日の夕刻だつたと思ひますが作戦課長富岡大佐は私に對して「機動部隊は布哇に向つて進撃してゐるが何時引返へせといふ命令が來るかと思つて非常に不安に思つてゐるだらう、現在の情況では日米間の交渉は妥結する見込はないと言へるからそのことを言つてやつたらいいだらう」と言はれました、私はそこでその時起案してゐた電報に次の意味を附加しました「日米交渉妥結の見込みし」後日私は當時の機動部隊參謀長だつた草鹿少將から聞いた所によりますと、作戦中止の電報が遅れて間に合はない様なことになつたり又はその電報を受け漏らしたりする様なことがないかと非常に心配した。と

一五 布哇作戦に參加した潜水艦は航空攻撃が開始されたことを知るまでは攻撃を控える様に命令されてゐました、その唯一の理由は潜水艦が潛つて居つて最後の土壇場になつて交渉が成功した爲に作戦を中止す

二、原子力開発委員会と署名機関の、^各原子力管理機関
を含む、相互的指揮及義務の規定。

三、現下の北側の施行、原子力開発委員会と原子力

管轄区域を完了した後の前後諸段階諸措置の調整

四、原子力兵器の開発、有個人所有の規定

五、使用区域の南北外に連絡、^{禁止す}時期及び條件の明示。

六、國際上の犯罪、^{主として}違反行為の規定、及
かゝる違反行為に対する制裁の明示。

七、條約の調印、批准、實施及改正に關する規定

海道若は陸奥湾に歸還することあり」

一四 機動部隊内地發_航 后同部隊に對する天氣諺報及各種の情報は 章令部より發信されました、私が主としてかゝる情報の起案に當つたのであります、私の記憶によれば、十二月六日の夕刻だつたと思ひますが作戦課長富岡大佐は私に對して「機動部隊は布哇に向つて進撃してゐるが何時引返へせといふ命令が來るかと思つて非常に不安に思つてゐるだらう、現在の情況では日米間の交渉は妥結する見込はないと言へるからそのことを言つてやつたらいいだらう」と言はれました、私はそこでその時起案してゐた電報に次の意味を附加しました「日米交渉妥結の見込みし」後日私は當時の機動部隊參謀長だつた草鹿少將から聞いた所によりますと作戦中止の電報が遅れて間に合はない様をことになつたり又はその電報を受け漏らしたりする様なことがないかと非常に心配した。と

一五 布哇作戦に參加した潛水艦は航空攻撃が開始されたことを知るまでは攻撃を控える様に命令されてゐました、その唯一の理由は潛水艦が潛つて居つて最後の土壌場になつて交渉が成功した爲に作戦を中止す

七、必弾了了場合に付 國際不庫合憲章の修正。

(1) 原子力改進本部開発の憲章
開發

次の如く規定され
規定

一、多数の人員、機器、目的のための、兵備原子力の所有、生産、

使用の禁止。

二、有能無害厚子原子力の使用の助成。

三、世界を密に取引、危険と見ゆる凡ての原子力

活動に割し乍る管理権 2回均有權の所持。

四、其他、凡ての原子力活動の監理、取扱及許可。

五、原子力の研究及改進下の近事。

開發

戦準備より第一開戦準備に復帰せしめるといふことが述べられてあります。

「情況の大きな變化」とは勿論日米交渉のことを意味するのであります。」「第二開戦準備より第一開戦準備に復帰せしめる」とは艦隊命令第一號に示された如き敵對を開始すべき作戦地域より待機地點まで艦隊兵力の後退することを意味するのであります。従つて日米間の問題が友交的に解決すると、~~ある~~穏な情況の大變化があつた場合には我海軍兵力は第一開戦準備の就艦艦まで歸る様に定められてゐたのであります。即ち機動部隊は十二月四日夕刻の待機地點である北緯四二度西經一七〇度に引返へすことになつてゐたのであります。第二開戦準備は機動部隊が一九四一年十二月六日以後布哇海域に進出する時に實施されることになる譯であります。更に十一月二十二日附の聯合艦隊命令には次の様な條項が附けられてあります。「機動部隊は對米交渉が妥結に達したならば展開位置より直に歸還し得る様に行動せよ」十一月二十三日附機動部隊命令第一號の第四項には次の様に言つてありました、「情況により進撃の途上に於て作戦行動を中止して當部隊は單~~在~~灣北

戦準備より第一開戦準備に復歸せしめるといふことが述べられてありました。

「情況の大きな變化」とは勿論日米交渉のことを意味するのであります。「第二開戦準備より第一開戦準備に復歸せしめる」とは艦隊命令第一號に示された如き敵對を開始すべき作戦地域より待機地點まで艦隊兵力の後退することを意味するのであります。従つて日米間の問題が友交的に解決すると、~~あ~~る様な情況の大變化があつた場合には我海軍兵力は第一開戦準備の狀態まで歸る様に定められてゐたのであります、即ち機動部隊は十二月三日夕刻の待機地點である北緯四二度西經一七〇度に引返へすことになつてゐたのであります第二開戦準備は機動部隊が一九四一年十二月六日以後布陸海域に進出する時に實施されることになる譯であります更に十一月二十二日附の聯合艦隊命令には次の様な條項が附けられてあります「機動部隊は對米交渉が妥結に達したならば展開位置より直に歸還し得る様に行動せよ」十一月二十三日附機動部隊命令第一號の第四項には次の様に言つてありました、「情況により進撃の途上に於て作戦行動を中止して當部隊は單冠灣北

六、以上の研究及改訂から得た利益は、各國の開港

本部支局に於て、^{及ひ憲章}條約範囲内其の義務を遵守せしめり

全般が利用し得ることを保證する。

(八) 憲章
開港場は以下掲げる権限開港場裁定

ヨリ構修規則を定す。

山原子力取扱本部の任務及權限。

議院の不承認開港場本部の設置の權限

賦課税等の適用の様式は憲章で規定する。

(九) 原料、副産物外港場の運送の他、その他手續の形開港場

曼谷港地を開拓する危險性有る。摩訶不淨病等有り。

戦準備より第一開戦準備に復歸をしめるといふことが述べられてあります。

「情況の大きな變化」とは勿論日米交渉のこと 의미するのであります。第一號に示された如く敵對を開始すべき作戰地域より待機地點まで艦隊兵力の後退することを意味するのであります。従つて日米間の問題が友交的に解決するとふ様な情況の大變化があつた場合には我海軍兵力は第一開戰準備の狀態にまで歸る様に定められてゐたのであります。即ち機動部隊は十二月三日夕刻の待機地點である北緯四二度西經一七〇度に引返へすことになつてゐたのであります。第二開戰準備は機動部隊が一九四一年十二月六日以後布哇海域に進出する時に實施されることになる譯であります。更に十一月二十二日附の聯合艦隊命令には次の様な條項が附けられてあります。更に十一月二十二日附の聯合艦隊命令には達したならば展開位置より直に歸還し得る様に行動せよ」十一月二十三日附機動部隊命令第一號の第四項には次の様に言つてありました、「情況により進撃の途上に於て作戰行動を中止して當部隊は單獨灣北

本部は之を

軍事、トリウマ他凡ての物質を完全且独立の管理

又

所有する。

(12) 上記取引の外の任務と相應に本部が正當に行使する爲

厚金世田川亘、厚子力と精続的調査且検査する事。

(13)

厚ナカ改本部による明不する。一三五、

開發

20 F 1/2、その他、その他、不能の賃、獲得、組成、所、有及

崩壊性

の生産のための手段と

旅店、牛舎、馬車、便室、計、車、及、本部、任務を

石炭の崩壊性

達成する上、より、命運、作、能、の、供給源、保持する事、

(2) 原子力に関する便宜或は活動。

實験、試験、研究に據り、

當本部の管理下に危険

と見不ふこと、決定し、且つ、等のことを監視し全面的

原子力開発用、便室及行動を限る。

管理する。

戦準備より第一開戦準備に復歸せしめるといふことが述べられてあります。

「情況の大きな變化」とは勿論日米交渉のこと 의미するのであります、「第二開戦準備より第一開戦準備に復歸せしめる」とは艦隊命令第一號に示された如く敵對を開始すべき作戦地域より待機地點まで艦隊兵力の後退することを意味するのであります。従つて日米間の問題が友交的に解決するといふ様な情況の大變化があつた場合には我海軍兵力は第一開戦準備の状態にまで歸る様に定められてゐたのであります、即ち機動部隊は十二月三日夕刻の待機地點である北緯四二度西經一七〇度に引返へすことになつてゐたのであります第二開戦準備は機動部隊が一九四一年十二月六日以後布哇海域に進出する時に實施されることになる譯であります更に十一月二十二日附の聯合艦隊命令には次の様な條項が付けられてあります更に十一月二十二日附の聯合艦隊命令には達したならば展開位置より直に歸還し得る様に行動せよ」十一月二十三日附機動部隊命令第一號の第四項には次の様に言つてありました、「情況により進撃の途上に於て作戦行動を中止して當部隊は單に北

且かりに便宜乃至行動のルール監視し完全監査常事。

(4) その他原子力資源とする物質を所持利用又は生産する凡ての

便宜、原子力を利用する生産者、販賣及く生産可能なるも

凡ての行動は、監査が害を及ぼさる限り接近し、取締許可及

監視の権限有る事。

(5) 原子爆薬の分野における研究、施占、措置有る事。

(6) 本部の許する代適當な取扱いに基づき、福祉目的の

為、原子力の安全な使用の利用に従事する事。

促進する。

(7) その他、條約及議定に基き、本部の行動を監視し規制命令

該定事務の権限有る事。

憲章

戦準備より第一開戦準備に復歸せしめるといふことが述べられてあります。

「情況の大きな變化」とは勿論日米交渉のこと 의미するのであります、「第二開戦準備より第一開戦準備に復歸せしめる」とは艦隊命令第一號に示された如く敵對を開始すべき作戦地域より待機地點まで艦隊兵力の後退することを意味するのであります。従つて日米間の問題が友交的に解決するとふる様な情況の大變化があつた場合には我海軍兵力は第一開戦準備の狀態にまで歸る様に定められてゐたのであります、即ち機動部隊は十二月三日夕刻の待機地點である北緯四二度西經一七〇度に引返へすことになつてゐたのであります第二開戦準備は機動部隊が一九四一年十二月六日以後布哇海域に進出する時に實施されることになる譯であります更に十一月二十二日附の聯合艦隊命令には次の様な條項が付けられてあります「機動部隊は對米交渉が妥結に達したならば展開位置より直に歸還し得る様に行動せよ」十一月二十三日附機動部隊命令第一號の第四項には次の様に言つてありました、「情況により進撃の途上に於て作戦行動を中止して當部隊は單に北